

核兵器・核実験モニター

NUCLEAR WEAPON & NUCLEAR TEST MONITOR

●発行所 PCDS(太平洋軍備撤廃運動: Pacific Campaign for Disarmament and Security)／平和資料協同組合(ピースデポ)
〒223 横浜市港北区箕輪町3-3-1 日吉グリューネ102号
TEL:045-563-5101 FAX:045-563-9907 E-mail:peacedepot@y.email.ne.jp
●編集責任者 梅林宏道
●郵便振替 口座番号:0028 0-0-38075 加入者:平和資料協同組合

毎月2回1日、
15日に発行。
1996年4月23日第三種郵便物認可

59 97/12/15

¥100

クリントン大統領、核兵器に新命令

大きな敵から小さな敵へ

現状追認／核軍縮へ新機軸うち出せず

12月7日付『ワシントン・ポスト』紙は、クリントン大統領が米核兵器政策指針の根本を変える大統領決定命令(PDD)を11月に出したことを報じた。2000語余りのこの1面記事は、たしかに重要な内容を含んでいる。『ニューヨーク・タイムズ』紙、AP伝もこれに続いた。しかし、秘密文書であるために記事は、さまざまな疑問点を残している。報道内容をいかに理解するべきかを分析する。

分析－新命令の意味

梅林宏道

報道内容

『ワシントン・ポスト』紙(以下WP紙)、『ニューヨーク・タイムズ』紙(NYT紙)などすべての記事は「消息筋」から取材でえた話を、大統領特別補佐官ロバート・G・ベルやユージン・ハビガー戦略軍司令官に確認を求め、さらに専門家の見解を聴くという方法でかかれている。問題の大統領決定命令(PDD)はトップ・シークレットであり、ホワイトハウスはWP紙が記事を書くというのでやっとベル特別補佐官にコメントを許したことである。ベル特別補佐官は、PDDの長さも、大統領署名の日づけも、正式の名称も公表を拒否した。ハビガー司令官は、NYT紙に対して新PDDは過去一年間に長時間をかけて起草し、今年の感謝祭(11月20日)前

に大統領が秘密裡に署名したと伝えた。また、NYT紙はPDDは4ページだと、情報源を示さずに書いている。

まず以下に、PDDに書かれた新指針の内容を、筆者が項目に整理して紹介する。筆者の評価をぬきにした、あくまで

もWP、NYT、APなどの記事のまとめである。筆者の分析は後の節に述べる。

●「核戦争に勝利」目標を変更

1981年、レーガン大統領によって出された「長期にわたる核の撃ち合いを含

モデル「核兵器禁止法」、国連へ

11月14日、スリランカの国連代表部マルビン・センス-ビオレイ副代表が国連のアナン事務総長に対してモデル「核兵器禁止法(NWC)」を提出した。モデルNMCには、「この文書を正式の国連文書としてすべての加盟国に配布してほしい」という要請書が添付された。

モデルNWCとは「核政策に関する法律家委員会」が中心となって「核兵器廃絶2000」ネットワークに関係する多くの法律家、科学者などが関与して作成され

たものである。最終的に完成されたものとしてではなく、核兵器禁止条約が遭遇するであろう法的、技術的、政治的問題を明らかにする目的で作成されたものである。

センス大使は、草案は国連総会決議51/45M(97年中のNWC交渉開始を求める)の実施のために有用なものである、と指摘した。

国連文書として配布されるまでには、翻訳やコピーのために、相当な時間がかかるであろうと「核政策のための法律家委員会」は述べている。⑩

1月1日号は休刊。1月15日に合併号を出します。

む世界的な核戦争に勝利せよ」という軍への命令を、16年ぶりに変更したことが、新命令の最大のポイントである。このことは長期核戦争のシナリオの放棄を意味する。

その代わりに核兵器の主要任務を、敵が合衆国や同盟国に対して核兵器を使用することを抑止することとする。つまり、もし核攻撃があった場合、徹底的に敵を破壊することのできる核報復の態勢の維持が核兵器の任務となる。

●核攻撃目標の多様化

ロシアの核戦力や軍事的・政治的指導部を合衆国の主要な核標的とすることに変わりはない。中国に対する核攻撃対象は拡大された。地域紛争でいくつかの国が核攻撃の標的として考えられている。(ペル特別補佐官は、取材に対して中国に言及することを拒否した。また新指針で名指しされている国名をあげることを拒否した。)

従来どおり攻撃目標の計画者は、危

機において大量攻撃から限定攻撃まで幅広い選択肢を大統領に対して示す準備をしておかなければならない。

●核兵力の恒久化

PDDによる新指針は、冷戦後を反映して核兵器の果たす役割が小さくなっていることを認識しながらも、核兵器を合衆国の国家安全保障の根本に据えるという従来の考え方を無限定の将来まで継承することを示している。また、爆撃機、地上配備弾道弾、潜水艦配備弾道弾の核兵器の3本柱を将来とも維持する。

●核兵器の第1使用を容認

PDDは、敵の攻撃の警告があって、敵の弾頭がさく裂するまえに、合衆国が先に核兵器を発射することを容認している。

さらに、核兵器を保有しない敵が大量破壊兵器(化学兵器や生物兵器)で攻撃したときに核兵器で報復する選択があるという文言が、新指針には書かれている。

現行のものは、SIOP-6の何番目化の改訂版であるとされている。表でわかるように、大統領命令で核兵器指針の大きな変更があると、新しいSIOPが作成される。今回もそのようになると考えられる。

「核態勢見直し」との関係

米国の核戦略をフォローしてきた多くの研究者は、今回の報道に接したとき、1994年のクリントン政権の「核態勢見直し(NPR=Nuclear Posture Review)」との関連がどうなっているのかに疑問をいだいたであろう。残念ながら、どの報道にもその点に触れたものはなかった。

アスピン国防長官が93年10月に開始し、ペリー国防長官が94年9月に発表したNPRは、まさに今回の核兵器政策変更と同じねらいをもって行われたものであり、クリントン政権による冷戦後はじめの核政策の見直しだった。

「NPRは15年ぶりの見直しであり、政策、教義、軍構成、指揮・管制、作戦、支援インフラストラクチャー、安全と保安、軍備管理のすべてを一つの作業で見直すのは、歴史上初めてのことである」(94.9、防衛省リリース)と唱われた。

15年ぶりの見直しということで、NSRはまさに、カーター政権時代の1977~80年にわたり、一連の大統領命令を生みだした(PD/NSC-59がその集大成)核政策を見直すものであると理解された。カーターの見直し結果は、レーガン政権にひきつがれて大統領命令NSDD-13となつた。したがって、今回の大統領決定命令がNSDD-13の変更であるというのであれば、NPRとの関係が当然問題となるのである。

もっとも単純な推定は、NPRで出された結論が、3年たって今回のPDDとなつたというものである。NPRの全文はもちろん機密文書であるが、議会報告や記者説明によって、その内容は今回のPDDよりも多く公表されている。それによると、この単純な推定は当たらない。NPRには、「長期核戦争に勝利」政策の変更といった内容は含まれていなかった。

全般的にNPRの内容は、きわめてインパクトに乏しく計画倒れの印象をぬぐいえなかった。冷戦後の急激な米日関係の

4ページ下段へつづく ➔

大統領決定命令(PDD)とは

まず問題の大統領命令とはどのような性格の文書であるかを説明しておこう。

1947年に国家安全保障評議会(NSC)ができる以来、合衆国大統領が署名をしてNSCが発行する安全保障上の大統領命令が出るようになった。これを一般的に大統領命令(PD)と呼んでいる。これは、行政トップの間にのみ配布される文書で、NSCは議会に通知する義務を負っていない。

大統領命令に一貫した名称ではなく、歴代の大統領がちがった名前で呼んでいる。ケネディ、ジョンソン政権は「国家安全保障政策メモ(NSAM)」、ニクソン、フォード政権は「国家安全保障決定メモ(NSDM)」、カーター政権は「大統領命令(PD/NSC)」、レーガン政権は「国家安全保障決定命令(NSDD)」、ブッシュ政権は「国家安全保障命令(NSD)」、クリントン政権は「大統領決定命令(PDD)」と呼んだ。また、やや下位の命令に対しては「大統領令(ED)」という名称が各政権によって使われているが、その厳密な区分はつまびらかではない。

大統領命令の多くが秘密文書とされているが、とりわけ核兵器政策指針を述

核兵器政策指針をのべた代表的な合衆国大統領命令

1974年	NSDM-242(ニクソン政権) 抑止目的の核兵器使用計画 (SIOP-5につながる)
1980年	PD/NSC-59(カーター政権) 核兵器使用政策(長期核戦争を戦う)
1981年	NSDD-13(レーガン政権) 核兵器使用政策(SIOP-6につながる)

(SIOPについては本文参照)

表にあるSIOPというのは「単一統合作戦計画(Single Integrated Operating Plan)」と呼ばれる合衆国の核戦争計画を述べた最高文書である。核攻撃の標的、それらを攻撃する順序を含む無数の核戦争選択肢がこの計画書のなかにできあがっており、情勢に応じてたえず書き換えられている。SIOPは、あくまでも核戦争の開始のためのシナリオであり、いったん始まると時々刻々の判断が生まれる。

マレーシア決議案、国連総会での投票結果

1997年12月9日

国名	(全文 全 文 体 (1 2))	y=賛成 n=反対 a=棄権 —=無投票	主文1=主文第1段落 主文2=主文第二段落	スードン y y y
アフガニスタン	y y y	キプロス	a y a	アイルランド y y a
アルバニア	n y n	チエコ	n y n	イスラエル n n n
アルジェリア	y y y	北朝鮮	y y y	イタリア n y n
アンドラ	n y n	コンゴ民主共和国	y —	ジャマイカ y y y
アンティグア・バーブーダ	y y y	デンマーク	a y n	日本 a y a
アルゼンチン	y y a	ジブチ	y y y	ヨルダン y y y
アルメニア	a y a	ドミニカ	— y y	カザフスタン a y a
オーストラリア	a y a	ドミニカ共和国	y y y	ケニア y y y
オーストリア	a y a	エクアドル	y y y	クウェート y y y
アゼルバイジャン	a y a	エジプト	y y y	キリギスタン a y a
バハマ	y y y	エルサルバドル	y y y	ラオス y y y
バーレーン	y y y	赤道ギニア	y y a	ラトビア a y n
バングラデシュ	y y y	エリトリア	y y y	レバノン y y y
バルバドス	y y y	エストニア	a y n	リベリア y y y
ペラルーシ	a y a	エチオピア	y y y	リビア y y y
ベルギー	n y n	フィジー	y y y	リヒテンシュタイン a y a
ベリーズ	y y y	フィンランド	a y a	リトアニア a y n
ベニン	a —	フランス	n n n	ルクセンブルグ n y n
ブータン	y y y	ガボン	y y a	マダガスカル y y y
ボリビア	y y y	グルジア	a a a	マラウイ y y y
ボツワナ	y y y	ドイツ	n y n	マレーシア y y y
ブラジル	y y y	ガーナ	y y y	モルディブ y y y
ブルネイ	y y y	ギリシャ	n y n	マリ y y y
ブルガリア	n a n	グレナダ	y y y	マルタ y y a
ブルキナファソ	y y y	グアテマラ	y y y	マーシャル諸島 y y y
カムルーン	y y y	ギニア	y y y	モーリタニア y y y
カナダ	n y n	ギニアビサウ	y y y	モーリシャス y y y
チリ	y y y	ガイアナ	y y y	メキシコ y y y
中華人民共和国	y y y	ハイチ	y y y	モナコ n n n
コロンビア	y y y	ホンジュラス	y y y	モンゴル y y y
コンゴ	y y y	ハンガリー	n y n	モザンビーク y y y
コスタリカ	y y y	アイスランド	a y n	ミャンマー y y y
コートジボアール	y y y	インド	y y y	ナミビア y y y
クロアチア	a y n	インドネシア	y y y	ネパール y y y
キューバ	y y y	iran	y y y	オランダ n y n
				ニュージーランド y y y
				ニカラグア y y y
				ニジエール y y y
				ナイジェリア y y y
				ノルウェー a y n
				オマーン y y y
				パキスタン y y y
				パナマ y y y
				パプアニューギニア y y y
				パラグアイ y y y
				ペルー y y y
				フィリピン y y y
				ポーランド n y n
				ポルトガル n y n
				カタール y y y
				韓国 a a a
				モルドバ a y a
				ルーマニア n y n
				ロシア n n n
				ルワンダ y y y
				セントクリストファー・ネビス y y y
				セントルシア y y y
				セドビンセント・グレナディーン y y y
				サモア y y y
				サンマリノ y y y
				サウジアラビア y y y
				セネガル y —
				シエラレオネ y y y
				シンガポール y y y
				スロバキア n y n
				スロベニア n y n
				ソロモン諸島 y y y
				南アフリカ y y y
				スペイン n y n
				スリランカ y y y

合計

- ◆全体 y:116 n:26 a:24 無:19
- ◆主文第1段落のみ y:153 n:5 a:6 無:21
- ◆主文第2段落のみ y:106 n:34 a:24 無:21

日本、全体会議でも棄権

12月9日、国連総会全体会議において、「国際司法裁判所(ICJ)の勧告的意見」と題する決議(決議52/38 O、いわゆるマレーシア決議案)が採択された。賛成116、反対26、棄権24、無投票19であった。(上の表を参照)

11月10日の第1委員会での投票では、前号にのべたように合計4回の投票が行われたが、全体会議での投票は計3回に削減された。前文第10段落に関する投票がなくなり、昨年の同じ決議の投票結果との比較がしやすくなった。

3回の投票項目の内容と投票結果の内訳は、次の通りであった。

●主文第1段落 「1.『…あらゆる分野にわたる核軍縮につながるような交渉を誠実に行い、完了させる義務がある』という国際司法裁判所の全員一致の結論の重要性を再び強調しながら確認する」という内容。日本も賛成した。昨年に比較して賛成票が14増加し、反対票が2減

少、棄権も14減少した。つまりICJの勧告的意見の軍縮要求は国際的基盤をいつそう強めた。核兵器国に関しては、中国は昨年同様に賛成、ロシアが棄権から反対に、英国(労働党政権)が反対から棄権に変わった。

●主文第2段落 「2.『…『核兵器禁止条約(NWC)』の早期締結につながる交渉を1998年に開始する…』という内容。決議全体の核心部分である。日本は棄権した。昨年に比べて賛成が4減り、反対が7増え、棄権が5減った。したがって11票の状況の悪化があつたことになる。棄権から反対に回った国(とくにロシア、イスラエル、ブルガリア)の影に米国の工作がうかがえる。

●全体としての決議案についての投票 決議草案の全体に対する投票。日本は棄権した。第1委員会の投票よりも賛成が13増加した。その内容は、無投票国に投票を働きかけたロビー活動の成果と

おわびと訂正

前号2ページの国連第1委員会での投票結果の合計の「無投票」欄の数字に混乱がありました。以下のように合計欄を訂正してください。混乱をおわびいたします。

合計

- ◆全体 y:103 n:26 a:24 無:32
- ◆前文第10段落のみ y:99 n:34 a:17 無:35
- ◆主文第1段落のみ y:139 n:5 a:9 無:32
- ◆主文第2段落のみ y:96 n:34 a:23 無:32

分析される。昨年と比較して、賛成票は1增加したが、反対票もまた4増加し、棄権票が8減少した。差し引き3だけ投票結果は後退したことになる。棄権票からより多くが反対票に回った結果である。反対に転じた国は、アンドラ、ブルガリア、イスラエル、ギリシャである。中国、アイルランド、マルタ、ニュージーランド、南アフリカ、スウェーデンが昨年同様しっかりと賛成したのは心強い。M

要請 核兵器禁止条約に至る交渉の1998年開始を求める マレーシアなどの国連決議案への賛成を要請します

小渕恵三 外務大臣殿

池田行彦氏が外務大臣であられた時期の今年6月26日付で私たちは、橋本龍太郎総理大臣へ「核兵器政策に関する要望書」を提出しました。それに対して内閣総理大臣官房総務課から「7月7日をもって外務省へ処理方を依頼しましたので、ご了承願います」という返書が、広島に事務所を置く「核兵器廃絶を考える会」の代表世話人である私(庄野直美)に届きました。その返書を私が頂いた理由は、上記要望書の共同署名者39人(全国の多数の平和組織関係者)の代表が私であったからです。

そこで私たちは外務省の処理方に注目していましたところ、終戦記念日の8月15日に池田外務大臣が、「日朝国交正常化交渉再開」に努力する意向を発表されました。これは私たちが要望した5項目の課題の一つに合致するものなので、私たちは8月20日付で、池田外務大臣に感謝の札状を差し上げるとともに、「将来は日朝国交正常化の成立を通じて北東アジア非核化条約(5項目の要望課題の一つ)が実現することを期待しております」と付記しました。

ところで最近の情報によると、11月10日の国連第1委員会(総会)において、「核兵器禁止条約の早期締結につながる交渉を1998年に開始しよう」というマレーシアなど45カ国による決議案が提出され、これに対する投票結果(国数)は賛成103、反対26、棄権24、無投票32となり、日本はまたもや棄権しました。「またもや」というのは、昨年末の国連総会でのマレーシアなどによる同趣旨の決

議案(1997年交渉開始)に対して、日本は棄権したことを意味します。そのため私たちは、上記5項目の要望課題のなかで「棄権ではなく賛成し努力してほしい」と要望しました。

しかも今回の決議案は、昨年のものと比較して新たな配慮がなされており、段階的に課題の解決を進めて核兵器禁止条約に至る、という交渉の開始を求めたものです。したがって日本政府の主張といわれる「一歩一歩の前進」と両立するものであり、これに棄権することは矛盾であります。核兵器保有国が反対し続いているため、核兵器廃絶のため世界に貢献すべき被爆国日本の政府が、アメリカ政府に気を使って棄権しているのであれば、これは国民無視の行為であると言わざるをえません。

なお国連では、第1委員会で棄権しても、総会で賛成することは可能であり、昨年も総会での賛成は115カ国に増えたとされています。したがって日本は、来たる12月上旬の総会において、ぜひ賛成して頂きたいと要請します。

この要請は時間的に急ぐ必要があるので、去る6月26日の共同署名者39人の代表としての私が、文書を作成して提出することにしました。宜しくお願ひ致します。

1997年11月27日

核兵器廃絶を考える会代表世話人
広島女学院大学名誉教授

庄野直美

◆←2ページからつづく

変化にもかかわらず、「ソ連の復活」を警戒するという論理で旧態依然とした核戦略を継続した。クリントン政権の指導力の弱さを印象づけた。

NPRの結論を反映して、SIOPが変更されると筆者は予想していた。しかし、実際に変更されたかどうかは明らかではなかった。今回の報道で、大統領命令の形では核兵器指針は81年のものがいまだ

に生きていたことが明らかになった。したがって、SIOPも基本的には昔のものが適用されていると考えられる。

これらのことからすると、今回のPDDは、NPRがなしえなかつた核政策の最低限の転換を、NPRをひき継ぐとともに、その後の現実の発展を加味するかたちで決定した、と考えるのが妥当ではないだろうか。

を変更した。核戦争は数ヶ月続くと考えられ、それを戦いぬいて勝利する、という核戦争教義が設定された。

②核攻撃の標的として、政治・軍事指導部や指揮・管制基地に従来にはない力点をおいた。これも長期核戦争を想定することからくる変化であった。

逆に、長期核戦争の概念は、核ミサイルや発射システムのほかに、そのための情報・通信システム、いわゆるC³I(現在ではC⁴I)に巨大な投資をすることをうながした。

新しいPDDはこのような考え方からの大幅な転換を可能にする。遅きに失したこの転換にやっと形を与えたという点において、プラスの意味での評価という言葉には値しないとしても、少なくとも新PDDの意味が存在する。

この変化は、長期化する核戦争のために標的の数の何倍かの核弾頭を保持したり、またNPR後もソ連復活にそなえて「防護する」という名目で予備弾頭を保持したりするといった、現在の核政策を変更させる基盤となるものである。報道されているように、今回のPDDにいたった経過の一つとして、シャリカシユビリ統幕議長が「START IIが実行されると、もはや長期核戦争に勝利する路線を維持することは不可能だ」と進言したことがあげられている。つまり逆に、長期核戦争に勝利する路線を放棄すれば、いっそうの核兵器削減に道が開かれることになる。

また、C³Iを、核戦争生き残り作戦という制約から自由にするという意味で、軽量化できる基盤を与える。

新政策の評価Ⅱ —核兵器への固執

問題は、この可能性の基盤のうえにPDDが何を指示したかであろう。

今年の夏、全米科学アカデミーが「アメリカの核兵器政策の将来」と題する提

6ページへつづく ➡

新政策の評価Ⅰ —負の遺産との決別

では、PDDに示された新しい合衆国核戦略をどう評価すべきなのだろうか。評価の基準は少なくとも二点ある。第一に、過去の遺産として今まで継続していたレーガンのNSDD-13との比較において、第二に、現段階における国際的核軍縮の動向との関連において、PDDは評価されなければならない。

まず、レーガンのNSDD-13の特徴を振り返っておく。要約すると2点あった。

①それまで大量報復で一気にソ連を壊滅させると考え、せいぜい数日間の核戦争を想定していた核の撃ち合い政策

国会レポート

衆議院(1997.10.19~10.31)
参議院(1997.10.19~10.31)

(作成:佐藤毅彦)

衆議院

10月20日(月)

[財政構造改革の推進等に関する特別委員会]

●甘利明(自民):我が国の原子力政策

10月21日(火)

[財政構造改革の推進等に関する特別委員会]

●浅野勝人(自民):我が国の原子力政策

●佐田玄一郎(自民):①対人地雷全面禁止条約
-政府の対応方針:②我が国の原子力政策

10月23日(木)

[財政構造改革の推進等に関する特別委員会]

●東中光雄(共産):防衛費-国際比較/財政構造改革/中期防衛力整備計画見直し/空中給油機導入/在日米軍駐留経費/SACO関連事業経費

10月24日(金)

[財政構造改革の推進等に関する特別委員会]

●赤松正雄(新進):防衛費-中期防衛力整備計画見直し/空中給油機導入/正面装備と後方経費の予算配分/自衛隊員の労務管理・定員見直し/在日米軍駐留経費/SACO関連事業経費

10月30日(木)

[予算委員会]

●田中慶秋(新進):鈴木北海道・沖縄開発庁長官の米海兵隊歓迎会

●西村眞悟(新進):①北朝鮮による日本人拉致疑惑:②尖閣諸島問題:③橋本首相と中国人通訳との関係

[沖縄及び北方問題に関する特別委員会]

●小渕恵三(外務大臣):就任挨拶
●小里貞利(総務庁長官):就任挨拶
●鈴木宗男(沖縄開発庁長官):就任挨拶
●熊代昭彦(総務政務次官):就任挨拶
●嘉数知賢(沖縄開発政務次官):就任挨拶

10月27日(月)

[財政構造改革の推進等に関する特別委員会]

●田端正広(新進):沖縄基地問題-普天間基地移転計画

10月28日(火)

[財政構造改革の推進等に関する特別委員会]

●石井紘基(民主):日露首脳会談

10月29日(水)

[財政構造改革の推進等に関する特別委員会]

●前原誠司(民主):①防衛費-歳出化経費/人件・糧食費/中期防衛力整備計画見直し/防衛関係費縮減の方策/空中給油機導入/在日米軍駐留経費:②TMD構想参加問題:③沖縄基地問題-普天間基地移転計画

●濱田健一(社民):防衛費-中期防衛力整備計画

10月31日(金)

[財政構造改革の推進等に関する特別委員会]

●北側一雄(新進):日露首脳会談

参議院

10月27日(月)

[国際問題に関する調査会对外経済協力に関する小委員会]

◇討論:政府開発援助(ODA)の理念

●山本一太(自民):戦略的援助

米軍はフィリピンにもどるのだろうか。米比基地協定は1991年に廃棄されたものの、米比相互防衛協定は現在もなお有効である。このところ、フィリピンの港への米軍艦の寄港はあらたな実績を積み重ね、スピードなきあとにも、フィリピンに寄港地を確保しようとする意図が見えている。ミンダナオでの空港確保の動きもあるという。米軍の再来を拒否する民衆の動きに連動して、米国内で以下のような手紙がクリントン大統領に送られた。沖縄基地の動向とも無関係ではない。

米比関係に関する クリントン大統領への公開状

1997年10月27日

クリントン大統領殿

1997年9月30日、ワシントンD.C.において、米比両政府の文民および軍人の高官たちが会合をもち、新しい地位協定(SOFA)の交渉を行いました。これらの交渉は、米太平洋軍総司令官のジョゼフ・W・ブルー提督が述べているように、フィリピンで任務中の米軍人に対してフィリピン政府が「部分的な外交特権」を与えることを、米政府が求めたことから必要になったものです。

米政府は、冷戦初期にフィリピンに米軍基地を強要したとき、外交特権を要求して獲得しました。この外交特権が、米軍基地がフィリピンにもたらした明らかな主権侵害の状況の一つであったことは、明らかです。米兵士は、フィリピンの司法手続きの拘束を受けず、犯罪を犯した兵士が米軍当局によって、こっそりフィリピン国外に連れ出されることがたびたびありました。

マルコス独裁政権を打倒した民主主義の高揚によって、米軍基地は撤去され、フィリピン国民の主権は強められました。外交特権を回復しようとする米国防総省の企ては、在比米軍基地があった時のように、米政府が再びフィリピンを軍事戦略的に利用しようとする大きな企ての一部にはなりません。したがって、新しい地位協

定の提案は、フィリピン国民に物品役務相互提供協定(ACSA)を強要しようとする米国防総省の動きと密接につながっています。この協定は、フィリピンの重要な港のほとんどを艦船の寄港と軍事演習のために使用することを許可するものです。1993年に初めてACSAを提案したとき、太平洋軍総司令官のチャールズ・R・ラーソン提督は、この協定が事実上フィリピンを、アメリカのアジアおよび中東への軍事介入の起點であった以前の役割にもどすことになると言明しました。米軍最高司令部は、ほぼ100年前に帝国による征服の後にこの役割をフィリピンに課し、それは1991年9月にフィリピン上院が米軍基地撤去を可決するまで長く続きました。

大統領殿、あなたは、民主主義の促進があなたの外交政策のかなめであると宣言しました。それゆえ私たちは、軍の最高指揮官としてのあなたに、フィリピン国民が政治的権利の平和的行使によってからだった民主主義を—SOFAおよびACSAによって—彼らから奪おうとする企てを止めるよう軍に命じることを求めます。それをしなければ、世界の視線の中でアメリカ国民を色あせさせるような偽善の実行に連座し続けることになります。

(訳:水野希代子) M

署名者

ダニエル・ペリガン(イエズス会)/フィリップ・ペリガン牧師(ジョーナ・ハウス)
ルース・キャドワラダー(国際自由平和婦人連盟)/ベティ・バークス(国際自由平和婦人連盟米国代表)/ノーム・チョムスキ(マサチューセッツ工科大学)
デビッド・デリンジャー/ジョージ・エマニエル博士(フィリピン基地クリーンアップ作業グループ)/ポリー・マン(軍事的狂気に反対する女性たち)/ニック・モーガン(グリーンファイア・プロジェクト)/ジョゼフ・ガーソン博士(A FSC)/ダニエル・シャーマー博士(フィリピン民衆の友、作家)/ダンテ・シンブラン/ポリー・パークス、ほか多数

●上田耕一郎(共産):戦略的援助—アメリカの軍事戦略

●馳浩(自民):軍備増強国への援助

●広中和歌子(平成):軍備増強国への援助

10月30日(木)

[外務委員会]

●小渕恵三(外務大臣):就任挨拶

●立木洋(共産):アメリカによるアルゼンチンのNATO域外同盟国指定

●佐藤道夫(二ク):駐ペルー日本大使公邸占拠事件-青木前大使の発言

●田英夫(社民):中南米諸国との核軍縮の動向
●武見敬三(自民):中南米諸国との安全保障
●矢田部理(新社):国連安保理常任理事国問題に関するアルゼンチンの姿勢

10月31日(金)

[国際問題に関する調査会对外経済協力に関する小委員会]

◇討論:政府開発援助(ODA)の実施体制

●馳浩(自民):軍備増強国への援助

●上田耕一郎(共産):戦略的援助

◇◇◆◇◇

◆←4ページからづく

言をまとめた。その内容は、本誌58号に山田英二さんが解説されている。今回のPDDの報道に接したときの筆者の関心の一つは、科学アカデミー報告とPDDとの関連であった。

科学アカデミーは、核抑止力の機能を「コア・ファンクション」に限定することを提言した。その意味は、敵の核攻撃やその脅迫に対抗するのが核抑止力の「コア・ファンクション」であるとし、核兵器の役割をきびしくそれに限定すべきである、というものである。現在の米国の核政策は、非核兵器国への核兵器以外の攻撃に対しても核兵器で反撃することを認めている。それを変えることを提案したのである。

報道によると新PDDも、核兵器の役割を「抑止」に限定することを示唆している。しかし、同時に非核兵器国への核兵器の大量破壊兵器に対しても核兵器を使用することを明確にしたと考えられる。

これは、新PDDの重大な過ちであり、核軍縮と核不拡散に大きな障害を作ったことになる。

非核攻撃に対して核兵器を使用することを認めるか否かは、冷戦後の地域紛争シナリオにおける核兵器の役割に関して決定的な意味をもつ。さらにこの問題は、「非核兵器国には無条件に核兵器を使用しないことを定める法的拘束力のある国際条約」の締結を求める途上国の強い要求にどう応えるかという国際軍縮課題とも密接に関係する。94年のNPRにおいてもこの点について大きな関心が寄せられた。そして明確な言説を避けながらも「生物・化学兵器に対抗しての核兵器使用」が容認されたというのがNPRが与えた印象であった。今回のPDDは、この点をいっそう明瞭に肯定しているように見える。

つまり、クリントンPDDは冷戦後の地域紛争における核兵器使用について、NPRのあいまいさを払拭して、新たな明確

な指針を与えたと思われる。たとえばイラクや朝鮮民主主義人民共和国の攻撃目標が、あらたにSIOPに書き込まれることになるであろう。たとえば、戦略原潜の地域紛争シナリオにおける使用が明確化されるであろう。この可能性については、イギリスやフランスの核兵器についてすでに語られてきた。合衆国においても多分既定事実が進行している可能性がある。それが教義として追認されることになる。

このように検討してみると、クリントン大統領の新PDDは、核兵器の対抗国をもたない冷戦後の米国の一極支配の時代において、核兵器の延命をはかり新たな役割を定義するものと考えることができる。核兵器の東西問題から南北問題へと核軍縮課題が移っているときに、クリントンPDDは明らかに時代に逆行する方向をうち出したことになる。M

日 誌

1997.11.21～12.5

(作成：笠本丘生、田中利昌)

CIA=米中央情報局／KEDO=朝鮮半島エネルギー開発機構／SLBM=水中発射弾道ミサイル／START=戦略兵器削減条約／UNSCOM=国連大量破壊兵器廃棄特別委員会

- 11月22日 UNSCOM、イラクでの査察再開。
- 11月25日 KEDO理事国大使級会議、軽水炉建設費用見積り総額約51億8000万ドルと決定。
- 11月25日 米政府、大量破壊兵器の拡散状況に関する報告書発表、核兵器など保有・開発中で、運搬手段持つ国は世界で25ヵ国以上と警告。
- 11月28日 韓国・金大中氏、北朝鮮に提供の軽水炉建設に追加費用発生の場合、日本に一層の負担求める考え方表明。
- 12月2日 エリツイン大統領、ストックホルムで、ロ戦略核弾頭の3分の1削減の用意ありと表明。大統領報道官は否定。
- 12月2日 エリツイン大統領、スウェーデン首相との共同記者会見で「仮、中、日にも大規模な核軍縮」と、日本と英国を言い間違え。
- 12月2日 戦時中強制連行され、長崎で被爆した韓国人が国と雇用者だった民間企業に損害賠償など求めた訴訟で長崎地裁、請求棄却の判決。

- 12月3日 対人地雷全面禁止条約署名式、「対人地雷禁止オタワ会議」で開始。4日までに日本含む121カ国署名。米口中は署名せず。
- 12月3日 口軍、STARTで定められたSLBM12基を空中で爆破処理。
- 12月4日 米上院情報特別委員会、CIAなど提出の国家安全保障に関する年間報告書公表。ロ核弾頭や核物資流出の脅威に懸念表明。
- 12月4日 ロ・チュルノムイルジン首相、閣議で核兵器すらも入手可能なロシアの現状改善の必要性訴える。

沖縄

- 11月21日 政府主催の復帰記念式典。
- 11月27日付 今月中旬に起きた牧港補給地区内の火災に関連して、元従業員が他の倉庫に劇物の存在を示唆。米軍は安全性を強調。
- 11月27日 政府、北部振興策は基地受け入れが条件と地元に明示する方針を明らかに。
- 11月27日 久間防衛庁長官、在沖自衛隊員などに海上ヘリポート問題の住民投票で賛成票獲得に協力を求める文書を送付。
- 11月28日 久間防衛府長官は海上ヘリポートをめぐる住民投票で在沖自衛隊員に協力要請文を送付したことについて、広報活動の一環と強調。
- 11月28日 嘉手納基地爆音訴訟控訴審の事実審理が終了。
- 12月1日 キャンプ・ハンセン周辺などで大規模訓練「ビーチ・クレスト98」始まる。
- 12月2日 軍用地強制使用第9回公開審理
- 12月3日 キャンプ・ハンセン内で山火事。原因はM16えい光弾の模様。
- 12月3日 國土庁など7省庁は、「国際貢献都市

OKINAWA構想」を正式承認。

- 12月5日 宜野湾市商工会が事実上、普天間飛行場のキャンプ・シュワブ沖への移設促進を表明。
- 12月5日 キャンプ・ハンセン内で山火事。原因を調査中。
- 12月5日 普天間飛行場移設現地対策本部は、「騒音検証飛行」を実施。

沖縄のこよみ

- ◆12月21日 海上ヘリポートの是非を問う名護市住民投票。
- ◆12月25日 軍用地強制使用第10回公開審査。
- ◆98年1月29日 軍用地強制使用12回公開審理で結審。

◇◇◆◇◇

読者のみなさんへ

宛名ラベルのメッセージについて

定期購読者には「(定)」が入っています。その他の方々も、定期購読して下さると幸いです。止める場合は、ご一報下さい。

お送りした号で誌代が切れるとき、「今号で誌代切れ、継続願います。」というメッセージが入ります。また、お送りした号がすでに前号以前に誌代切れになっているとき、「誌代切れ、継続願います。」というメッセージが入ります。

郵送による定期購読をお勧めします。月2回発行で、年間¥5,000-(6ヶ月¥2,500-)です。タイトルの下に記載した郵便振替口座でお振り込み下さい。

次の人たちがこの号の発行に参加、協力しました。

笠本丘生(平和資料協同組合)、水野希代子(PCDS)、飯田治子(平和資料協同組合)、中田眞理子(平和資料協同組合)、佐藤毅彦、田中利昌、アラン・ウェア(核政策のための法律家委員会)、梅林宏道